

新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準

改正 令和5年3月31日

新ひだか町競争入札等参加資格者指名停止事務処理規程運用指針（平成18年制定）の全部を改正する。

題名を次のように改める。

新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準

新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領（以下「要領」という。）の運用にあたっての取扱いを、要領第16条の規定により次のとおり定める。

第1 要領第1条関係（趣旨）

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項の規定に基づき閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年2月9日閣議決定）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づいて定められた発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針である「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質の確保に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、公共工事の適正な執行を確保するため、入札契約段階における公正性・透明性の確保、不正行為の排除という観点から発注者として契約の相手方として不適当であると認める行為（申請書類等の虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、工事事故等）や有資格者による故意等で悪質性が高く、個別の契約事案が適切に履行されたかどうかに関係なく、社会的に影響が大きく入札契約制度の運用を阻害する行為（贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合、一括下請負といった建設業法違反の不正行為等）を行った者に対し、指名停止等の措置を厳正に実施することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図ることとされ、その責務として、指名停止等措置要領を定め、公正かつ着実に運用していくことが求められているものである。
- (2) 指名業者の選定を厳正かつ適正に行うためには、町発注の各種契約案件が町民の税金を原資として行うものであるという性格上、法律違反等の不正又は不誠実な行為等を行い、社会的に批判されるべき事業者を契約の候補者として指名したり、あるいは一般競争入札に参加することを認めたりすることは、発注

者の姿勢として道義的にも容認しがたいことから、競争入札から一定期間排除することが必要であり、不正行為等の再発防止も含めて行うものである。

第2 要領第2条関係（指名停止）

1 第1項関係

- (1) 「指名停止」とは、指名を行う際の運用基準の一つであって、本町の内部的な規制措置である。したがって、各種の法令に基づく営業停止等の行政処分ではない。一定の要件に該当するため本町発注の契約の相手方としてふさわしくない資格者を一定の期間、指名の対象外とする措置をいう。
- (2) 指名停止は、別表第1及び別表第2の期間欄に定めた日から開始されることから、開始日以前に行った競争入札には適用しない。また、例え契約締結日が停止開始日以降であっても、開始日以前に行った競争入札により落札したことによって得た業者の契約締結の権利に変更を加えるものではない。
- (3) 現に指名停止期間中の資格者について、別件により別表第1及び別表第2各項のいずれかの措置要件に該当する行為等を行ったことにより再度の指名停止を行う場合の始期は、現に行われている指名停止の期間が終了した後とはせず、再度の指名停止の措置を決定した時期を始期とする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。
- (4) 指名停止は、指名競争入札を前提にした措置であるが、社会的に批判されるべき者を契約の相手方とすべきでないことは一般競争入札においても同様である。したがって、一般競争入札を行うに当たっては、公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、指名停止を受けていないことを参加資格要件に定めるものとする。

2 第2項関係

- (1) 「現に指名しているとき」とは、指名通知書を送付し、入札及び開札がまだ行われていない場合のほか、一般競争入札においては、例え入札参加資格を認め、また、郵送による入札等で入札書の提出があっても、その後の開札を行う時までの間をいう。
- (2) 「指名を取り消すもの」とは、要領第11条の規定による指名停止の通知の際、指名停止に併せて通知するものとする。

第3 要領第3条関係（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

1 第1項関係

- (1) 指名停止は発注者から直接請け負った資格者である元請負人に対する措

置であるが、例えば工事事務等の原因となった工事等が下請負人の責任によって生じたような場合には、この資格者である下請負人に対しても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止することとする。この場合、元請負人は発注者との関係において現場管理責任を免れないものであるから、元請負人に対しても併せて指名停止の措置をする。

また、下請負人のみが法令違反等で当該指名停止措置要件に該当することとなった場合であっても同様である。

- (2) 下請負人が資格者であるか否かは、元請としての責任を問う上での判断基準とならない。この結果、下請負人が資格者でない場合であってもこの下請負人が指名停止措置要件に該当する行為を行った場合には、指名停止措置要件に該当する行為を行っていない元請負人のみが指名停止の対象となることもあり得る。

2 第2項関係

第2項に規定する「明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区のはっきりしている場合、その他有責構成員が明らかに特定できる場合等をいう。この場合、責任のない他の構成員は指名停止等の措置の対象としない。

3 第3項関係

第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の資格者を、共同企業体を通じて指名しないための措置である。

- (1) 特定共同企業体（特定の工事等の施工又は履行を目的として、工事等ごとに結成される共同企業体）の構成員である資格者が指名停止措置を講じられた場合、当該共同企業体が参加する入札手続きが既に開札済みであり、新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としない。また、経常共同企業体（継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事等が特定されていない共同企業体）の構成員である資格者が、指名停止の期間中である場合、当該共同企業体は当該期間の残期間を承継して指名停止措置が講じられることとなる。
- (2) 共同企業体に対する指名停止措置には、第2項の共同企業体自体が別表に定める措置要件に該当したために講じられる場合と第3項の指名停止措置を講じられた一部の構成員が別表に定める措置要件に該当したために講じられる場合があるが、前者の場合は、共同企業体自体が措置要件に該当する場合であるので、短期加重措置の対象となり、後者の場合は、指名停止の期間中

の資格者が共同企業体を隠れ蓑にして指名を受けることが適当でないことから定められた規定であり、当該共同企業体自らが別表の措置要件に該当したために行うものでないので、第3条第2項に基づく短期加重措置の対象としないものとする。

4 第4項及び第5項関係

要領第3条第5項に基づく指名停止期間の変更及び要領第4条第6項に基づく指名停止の解除を行った場合における指名停止措置が講じられている下請負人又は共同企業体の指名停止措置についても同様に変更又は解除措置を行うこととする。

第4 要領第4条関係（指名停止の期間の特例）

1 第1項関係

ある行為が二つ以上の指名停止措置要件に該当する場合の取扱いである。

例えば、町発注の契約の工事で安全管理が不適切で公衆、関係者いずれにも死傷者を生じさせた場合、別表第1第5項「1箇月以上6箇月以内」と第7項「2週間以上4箇月以内」に該当することとなる。この場合、それぞれの指名停止期間の短期、長期のうち最も長いものをもって、指名停止期間の短期及び長期とすることになるため、「1箇月以上6箇月以内」となるということである。

2 第2項関係

本項は、短期加重措置の規定である。「同種の事案」を繰り返し指名停止措置要件に該当する行為をした者に、より厳しく対処し、再犯を防止しようとするものであり、第1号又は第2号に該当する場合の指名停止期間の短期は、それぞれ別表第1第1項から第8項まで又は別表第2第1項から第13項までに定める短期の2倍（又は1.5倍）とするとしたものである。

また、短期加重措置の対象となった場合は、運用に定める期間に別表各項に定める期間の短期を加算したもの（加算後の期間が別表各項に定める期間の長期を超える場合は、当該長期）を運用に定める期間とみなす。

なお、同種の事案として別表第1第1項から第8項までの粗雑工事、工事事故等を対象とする措置要件と別表第2第1項から第13項までの独占禁止法違反、刑法犯等を対象とする措置要件のそれぞれに該当する行為について適用することとしているのは、例えば、過失により工事事故を起こした資格者が別途談合行為をしたとして短期加重措置を講じることの合理性についての説明が困難であることから、このような運用としたものである。

短期加重措置の考え方としては、例えば、まず脱税等により別表第2第13

項に規定する不正又は不誠実な行為に該当するとして1箇月の指名停止を受けた者が、その後1年以内に独占禁止法違反行為を行ったとして、同じく別表第2第5項に該当することとなった場合、指名停止の期間の短期は、別表第2第5項では「4箇月」となっているところ、短期加重措置に該当するものとして、2倍の「8箇月」となり、この場合は、「8箇月以上18箇月以内」の範囲内で指名停止の期間が決定されることになる。

(1) 第1号は、別表第1第1項から第8項まで又は別表第2第1項から第13項までの措置要件に該当し、指名停止となった者が、期間満了後1年以内(指名停止期間中を含む。以下同じ。)に、それぞれこれら別表第1第1項から第8項まで又は別表第2第1項から第13項までの措置要件に該当する行為を行った場合は、短期加重措置をするものである。

(2) 第2号に規定する「前号に掲げる場合を除く。」とは、短期加重措置の遡及期間が指名停止期間満了後1年以内である場合は第1号によるが、贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合については、それぞれ同一要件で繰り返した場合の遡及期間を指名停止期間満了後3年以内とし、第2号により短期加重措置を行うことをいう。

(3) 第1号の「期間の満了後1箇年を経過するまでの間」とは、停止期間満了の日の翌日を起算日とし、1年後の起算日に応答する日の前日(応答する日がないときはその月の末日)までの間をいい、また、第2号の「期間の満了後3箇年を経過するまでの間」とは、停止期間満了の日の翌日を起算日とし、3年後の起算日に応答する日の前日(応答する日がないときは、その月の末日)までの間をいう。

(4) 資格者が別表各項の停止措置に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

(5) 下請負人又は共同企業体の構成員が単独で短期加重措置に該当する場合で、要領第3条第1項及び第2項の定めにより元請負人又は共同企業体とともに指名停止となる場合には、これら元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

3 第3項及び第5項関係

第3項は、指名停止措置に関して、資格者に情状酌量すべき特別の事由がある場合の措置期間の軽減に関する規定である。

「情状酌量すべき特別の事由」とは、例えば、代表役員等が贈賄容疑で北海道内の他の公共機関の職員に行い逮捕された場合の指名停止期間は「6箇月以

上18箇月以内」であるが、発注機関の職員に強要されて贈賄した場合で、その程度が極めて軽微である等の場合をいい、この場合、6箇月の指名停止期間が長すぎると判断した場合は3箇月と定めることを可能としたものである。

4 第4項及び第5項関係

「極めて悪質な事由」とは、例えば、第3項及び第5項の「情状酌量すべき特別の事由」とは逆に、贈賄や独占禁止法違反を何度も繰り返す、故意に欺いて契約を締結したりする、現場の安全体制確立を指示したにもかかわらず、これを怠り死傷事故を起こす等の場合をほか、公衆若しくは関係者に多数の死傷者を出した、社会的経済的活動にも甚大な影響を与える工事事故を引き起こした、あるいは本町事業に多大な支障をきたした等、「極めて重大な結果」を生じさせた場合をいい、別表各項及び第1項の規定により定めた長期の期間をもってしても、当該事案の措置期間として不十分と判断した場合は、その長期の2倍まで措置期間を延長することを可能としたものである。期間については、地方自治法施行令第167条の4の第2項第1号で、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができることから、指名停止期間の最長を36箇月以内としたものである。

5 第6項関係

例えば、裁判等の判決等を通じて、既に指名停止措置を講じられた資格者が当該事案の首謀者であったことが新たに判明するなど、極めて悪質な事由が明らかになった場合に、当初の指名停止期間が満了していても、本来措置すべきであった期間から当該指名停止期間を差し引いた期間について指名停止措置を講じることができるようにしたものである。

6 第7項関係

第7項に規定する「責を問わないことが明らかとなったと認めたとき」とは、例えば、贈賄等の容疑により役員等が逮捕されたことを受けて指名停止措置が行われた場合について、指名停止期間中に不起訴（事件事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第1号）第75条第2項各号に定める主文に基づく不起訴をいう。以下同じ。）となった場合は、直ちに指名停止措置を解除するものとする。

なお、第2の1第1項関係の(1)にあるとおり、指名停止措置は内部的な規制措置であり、その法的性質を鑑みれば、指名停止措置による損害賠償等の民事上の責任を追及される余地は生じないものである。

第5 要領第5条関係（独占禁止法違反等不正行為に対する指名停止期間の特例）

1 第1項関係

資格者による独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害、談合に係る不正行為は、入札契約制度の根幹を否定するものであり、発注者の予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民、住民の利益を損ね、発注者と資格者との信頼関係を根本から破壊する行為であり、契約書における違約金条項等と並んで指名停止措置を有効な手段として機能させることが必要であり、そのための指名停止の期間の加重について、具体的に規定するものである。

- (1) 第1号から第3号までの指名停止期間の加重について、短期加重加算の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 第5号の「他の公共機関の職員」（以下、別表第2第2項、第3項においても同様。）とは、刑法第7条第1項に定める国又は本町を除く他の地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

第6 要領第6条関係（契約の相手方の制限）

1 第1項関係

契約締結前に「贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合」により指名停止措置を受けた資格者を契約の相手方としてはならないことを規定するものである。なお、議会の議決に付すべき契約においては、落札者が仮契約前に指名停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約後、本契約前に指名停止措置を受けた場合は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととするものである。なお、別表第2第1項から第9項までの措置要件に該当した場合としたのは、入札契約制度の根幹を揺るがす行為であり、悪質性が高く、社会的影響も大きいものについて、厳しく対処しようとするものである。

2 第2項関係

前項の措置要件に該当するもの以外においては、一律に類型化して列挙することは困難であることから、個別に事案毎にその都度判断することとし、事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると判断し、町長が認める場合は、同様に契約の相手方としないこととするものである。

3 第3項関係

ただし書きに規定する「やむを得ない事由」とは、例えば特許等特殊な技術、製造法、工法等を必要とする案件を発注する場合など契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが極めて不利と認められる場合等を指すものとする。

また、指名停止は町の契約の相手方としてふさわしくないと判断した資格者を排除する措置であることから、当然、その資格者と随意契約をすることも認めるべきでないとしたのがこの規定の主旨である。したがって、このただし書きの運用に当たっては、みだりに適用することのないよう注意しなければならない。

なお、「やむを得ない事由」としては、次のいずれかに該当する場合が挙げられる。

- (1) 災害時の応急工事で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21の14第1項第5号に該当し、他の業者に施工又履行させ難いと認められるとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の業者に施工又は履行させ難いと認められるとき。

第7 要領第7条関係（下請等の禁止）

指名停止の期間中の資格者は、公共工事等の受注者として不適切であるという判断がなされたものであり、このような業者が下請負人として公共工事等に関与することを発注者が認めることは、適正でないという考えから、下請負人になることを承認しない旨の規定を設けたものである。

第8 要領第8条関係（指名停止に至らない事由に関する措置）

1 第1項関係

「必要があると認めるとき」とは、例えば、当町との契約に関し、独占禁止法違反により公正取引委員会から嚴重注意（行政指導）を受けた場合又は警告を受けた場合等であり、また、工事事故等においてその発生原因が安全管理の不適切によるものではないが、再発防止の指導がある場合などが該当する。このような場合、発注者としては指名停止措置を発動するまでには至らないので、文書若しくは口頭により警告又は注意することができるとしたものである。

なお、警告又は注意の喚起を行う場合の事務手続きについては、運用基準第11の例により入札契約に係る運用部分については、競争入札参加資格審査事務を実施した審査担当部署において、工事等の施工監理に係る運用部分については、工事等施工監理担当部署で行うものとする。

2 具体的な運用基準

指名停止に至らない事由に関する基準については、次のとおりとする。

- (1) 指名停止に至らない事由に関する措置において、書面による注意（警告）を行う場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

区 分	措 置 要 件
入札契約に係る運用基準該当項目	1 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、町の職員に対して指名、元請業者に対する指導・あっせん・許認可、営業保証等金銭の交付、機関誌の購読その他の不当要求行為を行ったとき。
	2 町の発注する契約の入札において、数度にわたり「新ひだか町競争入札参加心得」に反して無効となる入札を行うなど、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
工事等施工中の工事監理（業務監理）に係る運用基準該当項目	3 町との契約の履行に当たり、監督員等から数度にわたり手直し又は是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
	4 町の発注する建設工事等の完了検査において、工事施工成績点が、施工成績評点基準で定める基準点から10点を差し引いた数値を下回るとき又は著しく履行内容が不良であるとき。
上記区分以外のもの	5 上記以外で書面による注意（警告）を行うことが適當であると認めるとき。

注：表中の「数度」とは、町の発注する契約において、「口頭による注意の喚起」を同一年度内に3回以上受けた場合をいう。なお、同一の契約で複数回、口頭による注意の喚起を行った場合においては、回数は累積しないものとする。

(2) 指名停止に至らない事由に関する措置において、口頭による注意の喚起を行う場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

区 分	措 置 要 件
入札契約に係る運用基準	1 所定の入札辞退届出を入札までに提出することなく、入札しなかったとき。
	2 「新ひだか町競争入札参加心得」に反し、無効となる入札を行ったとき（ただし、最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格を下回った価格を記載したことによる無効の入札は除く。）。
工事等施工中の工事監理（業務監理）に係る運用基準	3 特別な理由もなく、当該契約の監督員等からの指示に従わなかったとき。 なお、指示に従わなかったときの例として、次のような場合がある。 (1) 新ひだか町建設工事標準契約約款第10条の第3項の規定に基づく現場代理人の常駐緩和の緩和措置規定に違反したとき。 (2) 正当な理由がなく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 (3) 有資格者が作業に立ち会わないとき (4) 建設業法及び労働安全衛生法等の関係法令に基づく施工管理、安全管理及び品質管理が適切に実施されないとき。
	4 町の発注する建設工事等の完了検査において、工事施工成績点が、施工成績評点基準で定める基準点未満のとき又は履行内容が不良であるとき。
上記区分以外のもの	5 上記以外で口頭による注意の喚起を行うことが適当であると認めるとき。

(3) 審査担当部署又は工事等施工監理担当部署においては、その契約に関して指名停止に至らなかった事由に関する措置において、口頭による注意の喚起又は書面による注意（警告）を行う場合には、速やかに様式第1号により審査担当部長等へ報告するものとする。

(4) 審査担当部署又は工事等施工監理担当部署においては、書面による注意

(警告)を行う場合において、前号により審査担当部長等へ報告した場合、速やかに様式第2号又は様式3号により資格者へ通知するものとする。

(5) 前2号において、工事等施工中の工事監理(業務監理)に係る口頭による注意の喚起又は書面による警告を行った場合には、監督員(業務担当員)は、必要に応じて打ち合わせ記録簿等の書面にその事実を記載するものとする。

第9 要領第9条関係(停止要件該当者の報告等)

指名停止措置の要件に該当すると認められる者に関する事案について、関係課長(工事等の発注又は施工担当課、法令等により許可・認可等が必要な業務に関して、申請等の業務又は公的機関等からその業務に関して通知を收受する担当課等をいう。)が把握した場合は、速やかに内申書を作成し、報告を行うものとする。

なお、指名停止措置の対象となる事案の把握は、当該資格者からの書面による申告、契約担当課及び事業担当課、国、他の地方公共団体、公正取引委員会、労働基準監督署等の公的機関からの通知によるもののほか、新聞等の報道によるものとする。

別紙、指名停止措置対応手続きフロー図を参照のこと。

第10 要領第10条関係(指名停止の審査)

1 第1項関係

審査担当部長等は、指名停止内申書の内容について、事実を確認し、意見を付して資格審査会へ送付するものとし、内容の事実確認等については、その資格に係る関係部局等(主たる担当部署の長)において行うものとする。

なお、別表第2第1項から第9項までの措置要件(贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合)以外に係る事案については、町長が契約の相手方として適当でないと認めるものかどうかについて判断が必要であることから、事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当するが否か併せて調査検討した上、競争入札審査委員会(以下「委員会」という。)へ送付するものとする。

2 第2項関係

内申書の内容をもとに、委員会へ諮りその審議結果をもとに指名停止の措置の可否について決定を受けるものとし、また、指定停止措置を行う場合は、その措置該当事項及び指名停止期間並びに、要領第6条第2項に規定する事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当する場合の適用の有

無の決定を受けるものとする。

3 第3項関係

審査担当部長等は、当該内申の事案が別表第2第1項から第9項までの措置要件（贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する場合は、事実の把握後直ちに指名停止等の対応ができるよう手続きの迅速化を図るため、委員会の審議を経ずに直ちに資格者の指名停止及び契約の相手方としてはならないことの決定を行えるようにしたものである。

なお、指名停止の措置期間が明らかになる場合は、指名停止期間も併せて決定するものとする。

4 第4項関係

第3項により指名の停止及び契約の相手方としない決定した事案についても、内申書に意見を付して委員会へ送付するものとし、指名停止の措置期間について、審議を諮るものとする。

5 第5項関係

第4項により委員会の審議結果をもとに指名停止の措置期間の決定を受けるものとする。なお、第3項ただし書の規定により、既に指名停止の措置期間の決定を受けている場合において、その指名停止の期間に変更する必要が無い場合は、改めて町長の決定は要しないとするものである。

6 第6項関係

別表第2第1項から第9項までの措置要件（贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する場合、審査担当部長等が報道等により把握したときにおいて、第3項の規定を準用するものである。

第11 要領第11条関係（指名停止等の通知）

1 第1項関係

指名停止の通知の事務は、競争入札参加資格審査事務を実施した審査担当部長等（その資格の審査に係る主たる担当部署の長）で行うものとする。

また、指名停止措置の内容について、要領第10条第2項及び第3項の規定により契約の相手方としてはならないことについて、町長の決定を受けた場合は、併せて関係部長等に周知するものとする。

2 第2項関係

要領第3条第3項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から当該共同企業体についても指名停止となる旨を周知させることができる

ものとするものである。

第12 要領第12条関係（指名停止の決定に係る標準処理期間等）

1 第1項関係

指名停止措置の対象となる事案の内申書の受理から町長の決定までの手続きについて、標準処理期間を設定するものである。なお、内申書の内容やその調査等に要する日数は、事案により一律でないため、この限りではないものである。

例えば、労働基準監督官において、請負者が労働基準法、労働安全衛生法等の法令違反の事実によって、当該工事事故が発生したと判断した場合に交付される「是正勧告書」や、法令違反とまではいえないが改善を図る必要があると判断した場合に交付される「指導票」等の内容を指名停止措置の判断材料とすることが適切であるとした場合など、調査等の判断材料に時間を要する場合が考えられる。

また、ある事件で送検はされたが、現時点で、逮捕又は起訴されていない場合なども同様に時間を要する場合と考えられる。

2 第2項関係

要領第2条別表第2第1項から第9項までの措置要件（贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合）による指名停止の措置期間の決定について、標準処理期間を設定するものである。

第13 要領第13条関係（指名停止期間の変更及び指名停止の解除）

指名停止期間の変更及び指名停止の解除の事務は、競争入札参加資格審査事務を実施した審査担当部長等（その資格の審査に係る主たる担当部署の長）で行うものとする。

また、指名停止措置の変更内容等について、町長の決定を受けた場合は、併せて関係部長等に周知するものとする。

第14 要領第14条関係（指名停止の決定前における措置）

1 第1項関係

各別表の指名停止措置要件に該当する旨の報告があった場合で、都合により早急に委員会の開催することができないとき、審査担当部長等に決定の権限を与えたものである。

2 第2項関係

第1項により指名停止の措置を行おうとする前に、競争入札への参加をさせ

ない必要がある場合において、委員会の委員長と協議のうえ、決定しようとするものである。なお、決定内容については、町長に報告するものとする。

3 第3項関係

別表第2第1項から第9項までの措置要件（贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する事案の場合、指名停止措置の決定前にあつては指名停止措置の決定通知を受けるまでの間、契約の締結を保留すべきことを通知するものである。

4 第4項関係

第3項の通知を受けた場合は、指名停止措置の決定を受けるまでの間、審査担当部長等から通知を受けた関係部長等は、契約の締結を保留することとするものである。

第15 要領第15条関係（要領及び指名停止の公表）

1 第1項関係

指名停止等の措置要領及びこの運用基準の公表の方法は、競争入札参加資格審査事務を実施した審査担当部長等（その資格の審査に係る主たる担当部署の長）において閲覧する方法と新ひだか町公式ホームページにて掲載する方法によるものとする。

2 第2項関係

指定停止措置を行った際における公表内容について、必要事項を定めたものである。

3 第3項関係

公表期間については、指名停止措置については、期間の変更や加重措置、指名停止期間の特例措置等があることから、把握できるよう指名停止通知日の属する年度の翌年度の3月31日までを基本とし、年度ごとに一覧にして公表するものとする。ただし、指名停止期間が通知日の属する年度の翌年度の3月31日を超える場合は、当該期間の終了日の属する年度の3月31日までとする。

第17 要領別表1関係（事故等に基づく措置基準）

第1項関係（虚実記載等）

1 虚偽の記載とは、競争入札の執行の際に提出させる条件付一般競争入札等や公募型競争入札等の参加資格審査申請書、技術資料及びその他の入札前後の調査資料に虚偽の記載をした場合をいう。なお、競争入札参加資格者名簿作成への登録申請書類の虚偽記載とは異なるものであり、登録申請書類の虚偽記載の

場合は、それが明らかとなった時点で登録資格を欠くこととなるので指名停止等の措置は行わない。

2 虚偽記載のあった事項や内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、悪質性、工事や業務委託、物品の調達等に与える影響の度合い等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

(1) 重大な虚偽記載がある場合 4 箇月

(2) 上記以外の虚偽記載がある場合 1 箇月

第2項関係（過失による粗雑な契約履行）

1 町発注契約における粗雑な契約履行とは、契約の相手方の過失により契約不適合がある状態をいう。

なお、粗雑が「故意に」行われた場合には、登録資格を欠くこととなるので、指名停止等の措置は行わない。

2 修補の難易度に応じ、次により期間を決定する。

なお、契約不適合の度合い、発注者及び公衆に与えた損害等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

(1) 修補が不可能な場合 5 箇月

(2) 修補が可能な場合 1 箇月

3 契約の相手方が自ら契約不適合を発見し、過失を認めて修補を申し出た場合であって、悪質ではないと認められるときについては、原則として指名停止を行わないものとする。

第3項関係

1 一般契約における粗雑な契約履行とは、発注者が公共機関であるか、民間機関であるかを問わず、公衆に損害を及ぼし、または及ぼすおそれ大きいと認められるときをいう。

2 修補の難易度に応じ、次により期間を決定する。

なお、公衆に与えた損害等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

(1) 修補が不可能な場合 2 箇月

(2) 修補が可能な場合 1 箇月

3 一般工事における過失による粗雑履行において、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第1号に該当し、営業停止以上の監督処分がなされた場合とする。

第4項関係（契約違反）

- 1 契約違反とは、必要な報告を怠るなど信頼関係を明らかに損なわせ、発注者の行う監督・検査業務執行に非協力的であることなど、契約の相手方として不相当であると認められる場合をいう。

「必要な報告を怠る」とは、工事中に事故が発生したにもかかわらず受注者として、発注者に対し事故報告を行わなかった場合などを含み、また、「信頼関係を明らかに損なわせる」とは、受注者が社会保険等未加入業者を直接の下請契約の相手方としてはならない旨を契約書や仕様書等において定めているにもかかわらず当該未加入業者と一次下請契約を締結した場合等の契約違反の事実が発覚した場合等を含む。

なお、地方自治法施行令第167条の4（同法167条の11第1項で準用する場合を含む。）第2項第4号、第5号に該当する場合は資格登録を欠くことになるので、指名停止等の措置は行わない。

- 2 契約違反の内容に応じ、次により期間を決定するものとする。

なお、契約違反を原因として発生した発注者等への損害等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 一括下請の禁止規定又は専任技術者（有資格者等）の配置規定に違反した場合 4箇月
 - (2) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約書（請書を含む。）に定める工期、契約期間等（以下「工期等」という。）内に工事、契約履行等が完了しなかった場合
 - ア 履行遅滞の日数が本来の工期等の30%以上の場合 3箇月
 - イ 履行遅滞の日数が本来の工期等の20%以上30%未満の場合 2箇月
 - ウ 履行遅滞の日数が本来の工期等の10%以上20%未満の場合 1箇月
 - エ 履行遅滞の日数が本来の工期等の10%未満の場合 2週間
 - (3) 工事施工及び契約履行に必要な書類の未作成又は未報告その他契約違反が明らかになった場合 2週間
- 3 履行遅滞が著しくなく、かつ、第三者に影響を与えていないと認められるときは、原則として指名停止を行わないものとする。

第5項関係（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）

- 1 町発注工事又は契約において生じた公衆損害事故で安全管理措置が不適切であると認められるのは、町が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を資格者が適切に措置していない場合又は町の調査結果等により当該事故につ

いての資格者の責任が明白になった場合をいう。

2 死傷者又は損害の有無に応じ、次により期間を決定する。

なお、死傷者数や社会的影響の度合いにより期間の加重を行うものとする。

(1) 死亡者を生じさせた場合 3箇月

(2) 負傷者を生じさせた場合又は公衆の財産に損害を与えたなどの事実が明らかになった場合 1箇月

3 2の第2号については、当該工事又は契約の関係者等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により、逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起（以下「逮捕等」という。）された場合においても行うことができる。

第6項関係

1 一般工事又は契約において生じた公衆損害事故で安全管理措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事又は契約の関係者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により、逮捕等されたことを確認できた場合をいう。

2 死傷者又は損害の有無に応じ、次により期間を決定する。

なお、死傷者数や社会的影響の度合いにより期間の加重を行うものとする。

(1) 死亡者を生じさせた場合 2箇月

(2) 負傷者を生じさせた場合又は公衆の財産に損害を与えたなどの事実が明らかになった場合 1箇月

第7項関係（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）

1 町発注工事又は契約において生じた工事又は契約関係者事故で安全管理措置が不適切であると認められるのは、町が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を資格者が適切に措置していない場合又は町の調査結果等により当該事故についての資格者の責任が明白になった場合をいう。

2 死傷者の有無に応じ、次により期間を決定する。

なお、死傷者数や社会的影響の度合いにより期間の加重を行うものとする。

(1) 死亡者を生じさせた場合 1箇月

(2) 負傷者を生じさせた場合 2週間

3 2の(2)については、当該工事又は契約の関係者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により、逮捕等されたことを確認できた場合においても行うことができる。

第8項関係

- 1 一般工事又は契約において生じた工事又は契約関係者事故で安全管理措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事又は契約の関係者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により、逮捕等されたことを確認できた場合をいう。
- 2 死傷者の有無に応じ、次により期間を決定する。
なお、死傷者数や社会的影響の度合いにより期間の加重を行うものとする。
 - (1) 死亡者を生じさせた場合 1箇月
 - (2) 負傷者を生じさせた場合 2週間

第5項、第6項、第7項及び第8項関係

- 1 町発注工事又は契約及び一般工事又は契約のいずれにおいても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。
 - (1) 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合
(例えば、公道上において車両により資機材、納品等を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)
 - (2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる作業所内に第三者の車両が無断で侵入したことにより生じた事故等)
- 2 「公衆」とは、通行人や近隣居住者等の第三者をいう。
- 3 「損害」とは、動産・不動産等の財産の破損、破壊、消失等をいう。
- 4 「履行に当たり」とは、単に作業現場のみに限定する必要はなく、資機材、納品物品及び排土等の運搬中、倉庫、土捨場や資材置場等におけるものも含まれるものとする。
- 5 指名停止は町長の判断で行うものであるから、「安全管理の措置が不適切」であるとして指名停止を行うに当たり、警察及び労働基準監督署の判断等を参考とする場合にあっても必ずしもこれと一致する必要はない。

第18 要領別表第2関係（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

第1項関係（贈賄）

町の職員に対する贈賄については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、賄賂と公共工事又は契約受注との関わり等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書（専務取締役以上）を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） 12箇月
- (2) 資格者の役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で（1）に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） 9箇月
- (3) 資格者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 6箇月

第2項関係

- 1 北海道内の他の公共機関の職員に対する贈賄については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、賄賂と公共工事又は契約受注との関わり等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

 - (1) 代表役員等 6箇月
 - (2) 一般役員等 4箇月
 - (3) 使用人 2箇月
- 2 他の公共機関の職員とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいい、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであり、更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む（第3項においても同様とする。）。

第3項関係

北海道外の他の公共機関の職員に対する贈賄については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、賄賂と公共工事又は契約受注との関わり等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 代表役員等 4箇月
- (2) 一般役員等 2箇月
- (3) 使用人 1箇月

第4項関係（独占禁止法違反行為）

- 1 町発注工事又は契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反した場合は、次に掲げる事実のいずれか（独占禁止法第8条第1号に違反した場合は(4)）を知った後、速やかに指名停止を行うものとし、当該事実の内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 刑事告発 14箇月
- (2) 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕 14箇月
- (3) 排除措置命令 9箇月
- (4) 課徴金納付命令 9箇月

2 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

なお、当該2分の1とした期間が短期を下回る場合においては、要領第4条第3項の規定を適用するものとする。

第5項関係

1 北海道内において、業務（個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般をいう。以下第6項、第12項関係において同じ。）に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合は、次に掲げる事実のいずれか（独占禁止法第8条第1号に違反した場合は(4)）を知った後、速やかに指名停止を行うものとし、当該事実の内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 刑事告発 12箇月
- (2) 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕 12箇月
- (3) 排除措置命令 4箇月
- (4) 課徴金納付命令 4箇月

2 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用

がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

なお、当該2分の1とした期間が短期を下回る場合においては、要領第4条第3項の規定を適用するものとする。

第6項関係

1 北海道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合は、次に掲げる事実のいずれか（独占禁止法第8条第1号に違反した場合は(4)）を知った後、速やかに指名停止を行うものとし、当該事実の内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

(1) 刑事告発 6箇月

(2) 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕 6箇月

(3) 排除措置命令 3箇月

(4) 課徴金納付命令 3箇月

2 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

なお、当該2分の1とした期間が短期を下回る場合においては、要領第4条第3項の規定を適用するものとする。

第7項関係（公契約関係競売等妨害又は談合）

町発注工事又は契約における公契約関係競売等妨害又は談合については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

(1) 代表役員等 20箇月

(2) 一般役員等 16箇月

(3) 使用人 9箇月

第8項関係

北海道内における公契約関係競売等妨害又は談合については、逮捕等された者

の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 代表役員等 18箇月
- (2) 一般役員等 12箇月
- (3) 使用人 4箇月

第9項関係

北海道外における公契約関係競売等妨害又は談合については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 代表役員等 9箇月
- (2) 一般役員等 6箇月
- (3) 使用人 2箇月

第10項関係（建設業法違反行為）

町発注工事における建設業法違反行為について、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるのは次の場合をいい、その内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、逮捕者数や処分期間等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 経営事項審査に係る申請書類等に虚偽の記載をしたことにより建設業法の規定による営業停止以上の監督処分がなされた場合 3箇月
- (2) 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕等された場合 3箇月
- (3) 建設業法の規定に違反し、営業停止以上の監督処分がなされた場合 2箇月

第11項関係

前項に掲げる場合以外の建設業法違反行為について、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるのは次の場合をいい、その内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、逮捕者数や処分期間等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 経営事項審査に係る申請書類等に虚偽の記載をしたことにより建設業法の

- 規定による営業停止以上の監督処分がなされた場合 3 箇月
- (2) 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が北海道内における建設業法違反の容疑により逮捕等された場合 2 箇月
- (3) 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が北海道外における建設業法違反の容疑により逮捕等された場合 1 箇月
- (4) 建設業法の規定に違反し、営業停止以上の監督処分がなされた場合 1 箇月

第 1 2 項関係（不正又は不誠実な行為）

業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次に掲げる場合をいい、その内容に応じ期間を決定する。

なお、発生事案の重大性、公共工事又は契約との関わりや法令違反に係る刑の度合い等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- (1) 公共機関の職員が収賄で逮捕等された場合であって、贈賄した者が資格者である個人、資格者の役員又はその使用人であることが明らかになったとき（贈賄について時効が成立している場合に限る。）。
- ア 町の職員に対する贈賄の場合 6 箇月
- イ 北海道内の他の公共機関職員に対する贈賄の場合 2 箇月
- ウ 北海道外の他の公共機関職員に対する贈賄の場合 1 箇月
- (2) 落札決定後辞退（経営事項審査の有効期間切れ又は技術者配置困難による場合その他これらに類するもの）又は資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合 4 箇月
- (3) (1)に掲げる以外で法令に違反し、資格者である法人若しくは個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕等された場合又は行政処分がなされた場合で、その行為、事実等が社会的に著しく非難を受けるものであると認められる場合 1 箇月

第 1 3 項関係

業務以外に関する不正又は不誠実な行為とは、反社会性の強い私的犯罪が行われた場合において、社会的責任に照らして、行為を行った代表役員等が所属する資格者について、契約の相手方として不相当であると認められるときをいい、その場合については期間を 1 箇月と決定する。

なお、社会的に著しく非難を受けるものであると認められる場合について、期

間の加重を行うものとする。

第19 要領別表各項関係（当該認定をした日）

指名停止期間の算定の起算日となる別表各項の期間欄に規定する「当該認定をした日から」とは、委員会において指名停止措置要件に該当する事実が報告され認定された後、町長が決定した日とする。なお、要領第10条第3項ただし書きにより委員会の審議を経ずに指名停止の期間を町長が決定した場合も同様とする。

第20 その他（資格者でない者の取扱い）

町長は、町の競争入札参加資格を有していない者と契約を締結しようとする場合において、別表各項に規定する指名停止措置要件のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、資格者の例により一定期間契約の相手方としないことができるものとする。

附 則（令和5年3月31日）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。